

部会発表要旨

日 本 史 部 会

展開した背景を考察する。

二、豊臣期広島城下町の家臣団配置

廿日市教育委員会宮島の歴史編さん室 中原 寛 貴

一、中世後期の田万里地域をめぐる動向

竹原市教育委員会文化生涯学習課 三 原 大 史

近世の西国街道沿いに位置した安芸国豊田郡田万里村は、幕府公用文書や荷物を送る天下送役に指定されており、村内には「田万里市」が形成された。「田万里市」の初見史料は、天正一〇年代後半に毛利氏がいったん収公した「田万里市」を平賀氏に返付する内容のものである。毛利氏が収公した目的は、豊臣秀吉の軍事動員に対応するなかで「田万里市」の宿駅としての機能を掌握することにあつたと指摘されている。

一方、毛利氏が「田万里市」を収公するまでの田万里地域については、これまで詳細に論じられていない。中世後期の田万里地域では、東西条を拠点とした大内氏や、大内氏と関係を構築した平賀氏、鎌倉期から沼田新荘の一部として領有していた小早川氏との間で、紛争が発生していたことが史料上確認できる。

本報告では、中世後期の田万里地域をめぐる諸勢力の動向について検討することで、中世後期から「田万里市」として

天正一七年（一五八九）から同一九年にかけて毛利輝元は広島城とともに城下町を建設した。そして先行研究では、広島城下町の建設によって国衆を含む近世的家臣団の形成が実現したと理解されている。

また、家臣団配置を分析するために利用されてきた代表的な資料が城下町絵図である。豊臣期の広島城下町を描いた絵図としては、「芸州広島城町割之図」と「毛利氏時代城郭内の図」が有名である。しかし、これら二枚の絵図は信頼できるか否かで評価が分かれている。このため、城下町の景観や侍屋敷の家臣名を検証することで絵図を再評価する。

さらに毛利氏家臣の居所を分析することで、いつ、誰が広島城下町にいたのかを明らかにし、広島城下町の家臣団配置について考察する。これによって、毛利氏の領国支配や権力構造の特質を追究したい。

三、広島藩の家老知行地における染紙文書

広島大学 石 川 良 枝

本報告は、宝暦期に広島藩（本藩）が「淡西色」の公的な

文書用紙（公用紙）を本格運用したことを契機とし、三家老の知行地においても本藩と異なる染紙文書が生じた背景と要因を明らかにすることを目的とする。

本藩では、享保六年に諸役所の公用紙として、諸口紙・半紙を淡茜色に染めて用いたことが『芸藩志拾遺』などに記述されるが、現存史料でその使用が確認されるのは宝暦期以降であり、その運用開始時期については未解明の点が多い。さらに、宝暦期には家老知行地でも黄色の公用紙などが現れ、本藩の淡茜色の公用紙の実質的な運用と軌を一にして、染紙による文書制度が藩全体に展開していった様相を示す。本報告では、三家老の知行地における支配構造や本藩との関係性に着目して、藩内に複数の染紙文書が生じた実態を検討する。

四、近世後期における地誌・史書編纂の地域的展開

—鳥取藩士岡嶋正義を例に—

九州大学 上川直生

近世後期は、「内憂外患」の状況を背景としながら、多くの地誌や史書が編纂された時期である。先行研究では、幕府においては寛政の改革前後に編纂が始動する画期が置かれ、主導者の大学頭林述斎を中心にその手法や編纂過程が明らかにされてきた。一方でこのような編纂をより広く同時代的な現象として把握するには、幕府以外の主体によって特定の地域で展開された編纂をも、比較の上位位置づける必要がある。

本報告は、鳥取藩士岡嶋正義の著述の分析を通じて、この課題に応えるものである。

岡嶋正義（一七八四—一八五九）は、鳥取池田家および鳥取藩領に関する多くの著述を残した。彼の著述は藩命に拠らない自発的なもので、生前には一部を除き家蔵に秘された。一方でそこには藩政への視線がのぞき、また蒐集した史料を基にした考証が確認できる。本報告では彼の著述を規定したものを念頭に置きつつ、同時期の編纂との比較も交え、その特徴を明らかにしたい。

五、『官板実測日本地図』の成立と頒布について

徳島文理大学 久下 実

幕末に刊行された「官板実測日本地図」の成立と頒布の実態を未検討史料を用いて再検討する。

今回、樺太図の成立をめぐる幕政文書に見える伺書と評議下げ札の解釈に注目して再検討した結果、文久三年（一八六三）段階の版が、結果として大きな修正なく完成版として刊行された可能性が高いとの結論に至った。また、出版年に関しては、慶応元年（一八六五）春段階で久留米藩主有馬慶頼からの依頼により勝海舟が同人に「官板実測日本図」を送った事例を確認した。これは、現在、当該地図の頒布の実例として確認できる初例であるとともに、幕府の頒布許可後、まもなく大名家が購入していたという事実も確認できた。一方、前

述の幕政文書の記述を根拠に元治元年（一八六四）段階で数十部がすでに配付されていたとする従来の解釈には再考の余地があることも指摘したい。

六、日本学生排酒聯盟の成立と展開

広島大学 横山 尊

本報告は、一九二二年に日本国民禁酒同盟の姉妹団体として結成された日本学生排酒聯盟がいかに学生を禁酒運動へ組織化し、その理念を植民地も含め全国的に展開したのかを検討する。同聯盟は沢柳政太郎を初代会長とし、安部磯雄や賀川豊彦らを顧問として活動を展開した。講習会や宣伝活動を通じて組織を拡大し、約十年で北海道帝国大学から台湾高等学校に至る約八十団体を擁する全国的ネットワークを形成した。また世界学生排酒聯盟との交流を通じて国際的性情も備えていた。本報告は、日本禁酒同盟資料館旧蔵資料、特に同資料内の聯盟の機関紙『無酒国』や日本国民禁酒同盟の媒体『禁酒之日本』、『禁酒新聞』を用い、聯盟の組織形成、加盟校ネットワーク、禁酒教育・酒害研究の実態、さらに二十五歳未満飲酒禁止法運動や学園無酒化運動を検討する。その作業を通して社会主義・国家主義とは異なる聯盟の社会改良主義的な学生運動としての特質まで明らかにしたい。

七、天皇機関説事件と君民一体の「国体」

広島大学 永見 音弥

天皇機関説事件は一九三五（昭和十）年二月一八日、貴族院で菊池武夫が美濃部達吉の憲法学説（天皇機関説）を「国体」に反すると非難したことに端を発し、同年最大の内政危機となった出来事。

川口暁弘は機関説が「国体」を基礎とした学説だったと指摘し、従来の「国体」による立憲制への攻撃という事件像を転換した。また、排撃勢力が天皇と臣民の一体化を「国体」の精華とする君民一体論から機関説を攻撃していたと指摘。

近年では、この君民一体論に関して研究が進展。住友陽文、林尚之、大谷伸治らによって、大正デモクラシー期や近衛新体制期に関する研究や知見が蓄積。他方、天皇機関説事件の本格的分析は依然として未着手である。

川口の指摘は部分的であり、事件で活動した諸政治勢力や機関説批判の全体像は示されていない。本報告では、君民一体の「国体」を軸に事件の政治的・思想的展開を再検討し、昭和戦前期における歴史的意義を提示したい。

一、五代北宋における殿前司の成立と拡大

広島大学 溝 口 智 仁

北宋初期の軍事制度において中心に据えられたのは禁軍（皇帝直属軍）であった。なかでも、殿前司に所属する諸部隊（殿前軍）は皇帝に近侍し、信賴が厚かったとされる。殿前司は後周の時代に設置・拡大され、それまで禁軍の重要部分を担っていた侍衛司に匹敵する組織となった。また、殿前司の設置・拡大は、宋初期の三衛（禁軍統括機関）形成にも大きな影響を与え、北宋初期における禁軍の形成過程を考える上でも重要な課題である。以上のような背景から、殿前司についても制度史的な観点から多く研究が積み重ねられてきた。しかし、当時の軍隊の実態に迫るためには、より動態的に殿前司の設置・拡大を捉える必要がある。そこで本報告では、殿前軍指揮官の出身地・経歴・皇帝との関係性等を分析することを通じて、殿前司における組織原理の特徴を検討する。

二、北宋における天体の観測と知識の継承

—周琮・沈括・蘇頌の活動を手がかりに—

大阪公立大学 張 之

北宋の周琮は皇祐年間（一〇四九—一〇五四）、新造の渾儀で天体を観測し、唐代の測定値との違いを見出した。後に沈括は熙寧七年（一〇七四）、その測定値を否定して改めて実測を行った。ところが後年、蘇頌らの『新儀象法要』には、周琮の測定値と同じ数値が「今驗」として記され、観測の根拠は示されず、沈括の実測にも触れられていない。

詳細な観測方法とともに示された結論が後の知見として採用されず、来歴不明な数値が広まった事実は、天文の知識が方法の厳密さのみで継承・検証されたわけではないことを示唆する。なぜこのようなことが起こるのだろうか。本報告では周琮・沈括・蘇頌の記述を比較し、天文知識の生成と継承の過程を考察する。そこから、正しい観測方法を示すことよりも、それを記した人物の立場や記録の性格が、知識の信頼性を左右していたことを明らかにしたい。

三、明代中後期における山西五台山での禁山について

—海禁との比較を通して—

大谷大学 山 田 学 慧

本発表の目的は、明代中後期における五台山での禁山の展

開を手がかりに、明朝の対モンゴル軍事政策の動向を追ひ、北辺と東南沿海における辺境防衛構想の特徴を明らかにすることにある。人工物である長城と比べて、明代の五台山はモンゴルに対する天然の防壁であり、官僚たちは辺防上の事情から関心を抱いていた。そこで、第一章では実録や地方志を用いて、明朝の北辺防衛と五台山との関係、および禁山について検討する。第二章では石刻史料を用いて、寺院・商人・王府による五台山での森林・鉱山開発と、明朝による禁山との関わりについて叙述する。第三章では上奏文や書簡を使用して、明朝の官僚たちが五台山での禁山についていかなる認識を持っていたかを分析する。以上の検討を踏まえ、第四章では禁山と海禁に見られる明代の辺防構想に関する共通点と相違点を明らかにし、点の支配を目指した東南沿海と、線や面での統制を追求した北辺という差異を指摘する。

四、近代法制度の整備とイスラーム法「遵守」

―一九二〇年代のイランにおける基本法補則（一九〇七）

第二条解釈―

広島大学 徳 永 佳 晃

本発表は、一九二〇年代のイランにおけるイスラーム法由来の憲法条項、特に基本法補則第二条の解釈を分析すること、当時進行的近代法整備の一側面を明らかにする。基本法補則第二条に関して従来の研究は、立法のイスラーム法遵

守、その審査を行う高位イスラーム法学者の委員会設置を定め、現イスラーム共和国体制にも影響を与えた条項として、その制定意義を強調している。他方でこれらの研究は、上記委員会が実際には設置されなかったことを根拠に、同条が実質的には効力を持たなかったと論じてきた。以上に対して本発表では、一九二〇年代の国民議会を中心とした条文解釈を検討することで、基本法補則第二条が遵守すべき条項として看做されていたことを示す。同時に、立法のイスラーム法遵守という憲法の理念と西欧法に準じた近代法整備という政治的、法的要請との間で折り合いをつけようとする、当時の政治家、法学者の努力が明らかになるであろう。

五、清末奉天省における地方自治の実施と地域エリートの結集

広島大学 松 尾 美 帆

清朝は一九〇六年以降立憲制・地方自治制度導入を推進し、省には諮議局を、省より下には自治会（府庁州県には議事会・参事会、城鎮郷には議事会・董事会）を設置し、省内で地域エリートが意見を表出する場がピラミッド状に形成されていた。

先行研究によれば、地方自治制度の試行地である奉天省では、当該制度の準備段階から辛亥革命期にかけて地域エリートが地方自治を通じて組織化されるとともに省行政へ参画していき、中華民国期には張作霖による省権力掌握の支持基盤

たる存在となっていた。しかし、分析対象は省レベルの地域エリートに限定されており、省内各地方の地域エリートがいに結集したかについては言及されていない。

本報告では、自治会の人員構成・議案内容に着目し、奉天省での地方自治制度実施段階において、地域エリートがどのような意見表出の手段を構築していたのかを明らかにする。あわせて彼らにとつての当該制度実施の意義を検討する。

六、近代広州における「精神病療養院」の成立とその意義

京都大学 播磨 美有

清末の広州には、中国最初の精神病院である「惠愛医院」がアメリカ人医療宣教師の手によって設立された。民国期に入ると、公費患者の増加により惠愛医院は衛生局の管轄となり、「市立（第一・第二）神経病院」を経て、「広州市立精神病療養院」へと改称された。その過程において、衛生局は当時の国際精神医学を踏まえ、「精神病院」へ改称することを提議したが、市政府は施設の実態を重視し、「精神病療養院」という名称を採択した。それは、衛生局が精神病患者を近代精神医学の知識体系のもとに位置づけようとしたのに対し、市政府が医学的理解を踏まえつつ、精神病患者を療養・管理する施設としての社会的役割を重視したことを意味する。本報告では、「精神病療養院」の名称が精神病を医学的に捉える論理と、施設の行政的・社会的機能とが交錯する中で成立し、そ

の理念が後に院長呉国良らの言説や戦後再建にも継承されていったことを明らかにする。

七、一九三〇～四〇年代の上海華徳路監獄における監獄社会

―囚人の「切口」を手がかりに―

京都大学 劉 浩然

本報告は、囚人が監獄内で用いた「切口」（隠語）を手がかりに、一九三〇～四〇年代の上海華徳路監獄における監獄社会の実態、とりわけその秩序を明らかにするものである。これにより、当時の「新監」（監視に適した建築を採用し、区分収容を原則とする西洋式監獄）において、いかなる監獄社会がどのように形成されたのかを考察するための一視角を提示したい。華徳路監獄は一九〇三年に上海共同租界工部局によって設置された、主に中国人男性囚人を収容する新監であり、一九三〇年代には収容者が数千人に達し、一九四〇年代にはその管理が日本側、汪兆銘政権、国民政府へと相次いで移行された。本報告では、まず工部局管理期における囚人の生活経験について検討し、次いで同時期に用いられた各種の労役囚を指す「切口」に着目しながら、労役囚の位置づけと監獄社会の秩序を分析する。そして最後に管理主体の変化に伴う監獄社会の連続と変容を明らかにしたい。

八、第二次石油危機と中国の対外経済開放政策

広島大学 横山 雄大

西洋史部会

一九七〇年代に入ると、中国は工業プラントを大々的に輸入するなど、開放的な経済政策を打ち出した。いわゆる「四三方案」や「洋躍進」である。こうした対外経済政策を支えたのが原油であった。原油は工業原料や火力発電用の生炊き燃料として用いられたばかりか、プラント導入用の外貨獲得のために対外輸出された。このように、当時の中国経済は原油に大きく依存していたといえる。

本報告では、一九七九年の第二次石油危機前後の時期に注目しながら、そこでの原油価格の高騰が中国の対外経済開放政策の展開にどのように作用したのかを議論したい。具体的には、以下の点を論じたい。第一に、一九七〇年代後半の原油価格の停滞が、華国鋒による「洋躍進」においていかに障壁となったか。第二に、一九七九年に入ると陳雲が「経済調整政策」を打ち出し、これまでの「洋躍進」に対する見直しを進めていく。第二次石油危機後の原油価格の高騰が、「経済調整政策」の展開にいかに関与したのか。

一、ゲタイの反乱とリュシマコス

―前四世紀末のゲタイとヘレニズム世界―

広島商船高等専門学校一般教科 小河 浩

現代ブルガリア北東部からルーミア南東部にかけては、古代にはトラキア系ゲタイ人が広く居住していた。彼らは前四世紀末ヘレニズム初期にアレクサンドロス大王の後継者の一人リュシマコスの支配下で反乱を起こし、彼らの中からドロミカイテスという傑出した王も登場した。ゲタイ人の居住地域は、アレクサンドロス大王の金貨が相対的に最も多く出土する地域ながら、ギリシア・マケドニア史では周縁・辺境として扱われることがほとんどであった。本来リュシマコスとしてもゲタイ人の支持なくしては、マケドニアや小アジア方面への進出も出来なかったはずである。本稿は、ヘレニズム初期の北東トラキアで発生したリュシマコスに対するゲタイ人の反乱を中心に、リュシマコスはゲタイ勢力に一定の配慮をせざるを得ず、このことがひいては一定の勢力圏形成の基盤となったことを考察する。

二、ローマ帝政初期におけるアントニウスの記憶

―記憶の断罪・復権に関する一考察―

京都大学 岡 本 幹 生

共和政末期の内乱の戦後処理のなかで、アントニウスは、ローマ帝国が公敵と宣言したクレオパトラと結んだこともあり、死後にはこれまでの功績が剥奪され、アントニウス氏族はマルクスという名前の使用を禁止されるなど、いわゆる記憶の断罪を受けることとなった。しかし時代が進むと、皇帝のなかにもアントニウスの血筋を引く者が現れてくる。カリグラやクラウディウス、ネロといった皇帝がそれに相当する。そのため、先行研究は、カリグラからクラウディウスの治世にかけて、アントニウスの記憶の復権が起こったと考えている。しかし、カリグラらはアントニウスの血を引いていないだけで、アントニウスの記憶の復権を行ったのだろうか。また、そもそも「復権」といえるほどアントニウスの名誉は回復されたのだろうか。本報告は、帝政初期ローマにおけるアントニウスの記憶の問題を再検討し、その成果を記憶の断罪研究に敷衍していく。

三、一五二五年のシャフハウゼンにおける葡萄栽培者ツンフトの反乱について

慶應義塾大学 野々瀬 浩 司

本報告の主目的は、スイスの自由都市シャフハウゼンの事例を通して、一六世紀前半の宗教改革運動において、都市共同体の機能について実証的に明らかにすることにある。シャフハウゼンの宗教改革運動は、一五二二年頃までは知識人を中心とした少数者の活動にとどまっていたが、説教師S・ホフマイスターの活動の影響のもとに、次第に市民の中に改革派の支持者が増加していった。最終的にシャフハウゼンが正式に宗教改革を導入することになったのは、一五二九年九月のことであったが、その途中で宗教改革運動は大きな挫折を経験した。つまり一五二五年のドイツ農民戦争に連動して、同年八月に市内で葡萄栽培者ツンフトの反乱が勃発し、その鎮圧後、首謀者や改革派の説教師が処罰されたのである。ツンフト体制都市であったシャフハウゼンにおいて、なぜ葡萄栽培者ツンフトの構成員が、市参事会での議員選出権などの政治的な発言権を有していたにもかかわらず、市当局に対して武装蜂起を行ったのかについて明らかにしたい。

四、一八世紀トリノにおける貴族の社交ネットワーク

―外国人の参入プロセスに見る関係性の濃淡―

大阪大学 金田 彩

本報告は、一八世紀トリノにおける外国人の社交参与を分析し、近世都市の貴族的网络を解明する社交史・貴族史の試みである。当時の外国人旅行者や外交官の滞在は近代的な余暇ではなく、身分維持やキャリア形成に直結する義務的・パフォーマンス的な実践であった。ここでは、彼らがいかなる回路を経て社交へ接近し参与したのかという過程に注目し、会話、食事、音楽鑑賞、散歩といったミクロな身体的実践を通じて、よそ者である外国人が現地ネットワークの一員へと包摂され、親密さを変容させていくプロセスを追う。彼らの参入行動とそれに対する現地貴族の反応を紐解くことは、一見均質に見える貴族たちの社交実践がいかなる暗黙のコードを共有し、関係性の濃淡を生み出していたか、すなわち社交の輪への接続のロジックを明らかにする。これらを通じて、近世の貴族社会が内包するネットワーク構造の特質を浮き彫りにする。

五、原則の公選制か、非常措置の任命制か

―第二次総裁政府期における破棄裁判所裁判官の空席補充を巡る立法府の議論―

東京理科大学 山中 聡

本報告では、フランス革命期後半の第二次総裁政府期における破棄裁判所裁判官の空席補充を巡る立法府の議論を検討する。国家機関から王党派を肅清した一七九七年九月四日の政変以降、司法分野では非常措置に基づき、政府による裁判官任命を中心とする改革が展開したが、その有効期限は九年春の選挙であった。だが立法府では、最高裁判所である破棄裁判所裁判官の空席補充に関して、選挙後も政府による任命を継続することは是非が議論された。報告者が、議論に参画した議員の演説や法案の内容、および議論の結末を精査した結果、破棄裁判所裁判官の空席補充を巡る論争は、単なる人事の問題ではなく、非常措置と憲法の関係、および司法権独立のあり方を巡る深刻な政治対立であることが明らかとなった。さらに本報告では、この論争の分析を通じて、ブリュメール一八日のクーデタと統領政府下の司法改革を準備した政治的・制度的条件の一端を解明したい。

六、第二帝政期フランスにおける祝祭と鉄道…ブルターニュ

地方を事例に

九州大学 尾 林 克 幸

政府権力が祝祭を積極的に組織した第二帝政期（一八五二—一八七〇）のフランスは、パリを中心に整備された鉄道がヒト・モノ・情報的大量輸送を可能にした時代でもあった。そこにおいて、「中央」の政府は鉄道の開通を記念する式典のほか、皇帝ナポレオン三世による鉄道巡幸を積極的に活用する形で、「地方」での国民統合を図った。このような鉄道にまつわる祝祭について、先行研究では既にその重要性が指摘されているものの、鉄道については「中央」からの影響力の象徴として論じられる一方、祝祭については「地方」に限定された出来事として扱われる傾向にあり、両者の関係は十分に明らかにされていない。そこで本報告では、パリとは異なる政治的・文化的特徴を備えたブルターニュ地方における祝祭を事例に、鉄道の到来が同地の世論形成にいかなる影響をもたらしたのか、さらにはそれがパリ主導の国民統合にとってどのような意味を有していたのかを考察する。

考古学 部 会

一、備後における横穴式石室の系統

― 神石高原町塚の鼻古墳の測量調査成果を通して ―

広島大学 猪ノ上 彩 葉
広島大学 相 良 帆乃花

広島県神石郡神石高原町では、古墳時代後期から終末期に築かれた無袖横穴式石室が約四〇基知られている。広島大学考古学研究室は二〇二〇年度より、神石高原町における無袖横穴式石室の測量・出土遺物の調査を継続して実施してきた。一連の調査から、石室の構築方法や奥壁形態を指標として、当該地域における石室構造の編年的な理解が進みつつある。しかし、石室構造の変遷過程のうち、その初期段階を検討できる資料が不足していた。そこで二〇二五年度、初期段階の石室構造を有するとされてきた塚の鼻古墳の測量調査を実施した。

本発表では、その調査成果と関連する問題について報告する。現地調査では、SEM/MVSによる三次元計測を行い、墳丘と周辺地形の状況および石室の三次元モデルを得ることができた。これらの新たな調査結果を踏まえ、備後における横穴式石室の石室構造に基づいた系統的分類、各種石室の時期的变化や地域的な広がりを検討していく。

二、西条盆地における大型円墳の構造

—東広島市長者スクモ塚古墳第九次調査の成果を中心として—

広島大学 田代 あい
広島大学 磯田 あゆみ

広島大学考古学研究室では、二〇一八年度より東広島市に所在する長者スクモ塚古墳群の調査を進めており、二〇二〇年度からは同第一号古墳の発掘調査を実施している。これまでの調査成果では、①墳丘南西部の「前方部」状地形は中世の遺構であり、墳丘形態は円墳である可能性が高いこと、②外表施設として葺石は持たないが、墳丘裾部で埴輪列がめぐること、③出土埴輪の様相から古墳時代前期後半の築造と考えられることなどの成果が得られている。一方で、盛土手法や段築の有無などといった墳丘構造の詳細、墳丘裾部以外での埴輪の使用状況など、明らかではない点も残っていた。

本発表では、二〇二五年度調査で確認した墳丘盛土構造や、出土遺物の基礎的検討を踏まえ、当古墳の時期的位置付けや技術系譜などの再検討を行う。そして、五世紀の西条盆地における大型前方後円墳出現までのプロセスを明らかにしたい。

三、庄原市甲山古墳発掘調査について

庄原市教育委員会 藤本 隼也

広島県庄原市上原町に所在する甲山古墳は、一級河川国兼川の東側にある標高二七〇mほどの丘陵頂部に単独で築かれた全長約五八mの前方後円墳である。築造時期は墳丘形態から五世紀後半と想定されてきた。

庄原市では史跡指定及び保存等に向け、令和二年から発掘調査をはじめ、令和七年に第三次発掘調査を実施した。調査の結果、後円部頂部は後世に削平され、前方部側を中心に土砂が排出された状況を確認した。また、埋葬主体部の掘方上部から、陶器編年TK四三からMT八五と考えられる須恵器六点が一括出土した。このことから、墳丘の築造時期は従来の想定より約一世紀下り、六世紀後半頃になると考えている。石室は、盗掘による破壊により情報が不足しているが、裏込や両小口石の状況から、堅穴系の石槨ないし石棺と考えられ、同時期、同規模の事例は極めて少ない。

備後北部地域における大型前方後円墳の調査例は少なく、今後の同地域の墓制を考えるうえで重要な事例となった。

四、広島県域出土の弥生時代鉄剣について

島根県教育庁古代文化センター 今福 拓哉

弥生時代の鉄剣は鉄製武器の中でも出土数が多く、汎列島

的に各地で出土する考古資料である。その出土量から集成に基づく分類が可能であり、分布や流通、生産に関する検討がおこなわれている。しかし、その生産や流通について、特に生産については列島内での製作地が不明瞭であることも起因し、依然として課題が残る。広島県域でも弥生時代後期後半以降、墳墓の副葬品を中心として確認されているものの、山陽地域側の周辺地域と比較して出土例が少ないこともあり、全国的な出土例との十分な比較検討がされているとは言いがたい。

本稿では、弥生時代鉄剣の実見をふまえ、弥生時代鉄剣の再評価を試みた。さらに、他地域出土事例との比較検討を実施し、広島県域出土事例の位置づけをおこなった。これらにより、弥生時代鉄剣の生産・流通について検討するための基礎的情報を得た。

五、広島県域における古墳時代後期武器類の諸様相

広島大学 吉松 優 希

古墳時代後期になると小規模な古墳や横穴墓が増加する。それらの古墳の副葬品には、鉄鏃や刀剣などの鉄製武器が副葬されることが多い。刀剣類の中には金や銀で装飾した装飾付大刀も含まれ、倭王権との関係性の中で入手されたと考えられる。装飾付大刀などを有する古墳の被葬者は地域内で階層上位であることがしばしば指摘されるが、実際の地域内で

の位置づけなどについては倭王権との関係の中で入手される器物であることから難しい側面がある。一方で鉄鏃などは地域性が存在することが指摘されるもので、その分布や副葬状況などは地域社会構造や地域での位置づけを考えるうえで重要である。

本発表では、現在の広島県域を対象に古墳時代後期の装飾付大刀や鉄製刀剣、鉄鏃などの武器類を検討し、分布状況や武器副葬古墳の分析をとおして、階層構造や地域社会構造などに迫りたい。

六、弥生時代の彩色技術

広島大学 西 本 和 哉

弥生時代中期後葉から古墳時代前期前葉の集落遺跡から出土する内面朱付着土器は、赤色顔料である朱の使用に関わる遺物とされる。筆者は徳島県出土資料の観察と自然科学分析の成果から、内面朱付着土器が動物の骨や皮から抽出したニカワ水と朱を混ぜ合わせて赤色塗料を作り出す際に使用された調合容器であると考えてきた。そして、赤色塗料の主な用途は木製品への彩色であったことも指摘してきた。

本発表は内面朱付着土器の全国集成から明らかとなった、基本器種である鉢形土器にみられる地域毎の様相の違い、専用器である把手付半裁甕の型式変遷を示す。研究の結果、こうした彩色技術は播磨灘沿岸部から大阪湾沿岸部地域で創出

され、その後、北部九州地域から東海・北陸地方に広がることが確かめられた。こうした技術伝播はどのような歴史的背景を反映しているのか。朱塗り木製品の種類や分布に注目ながら探ってみたい。

文化財学・民俗学部会

一、室町後期の御成における庭儀について

―能舞台の周辺空間を中心として―

広島大学 梶 原 慎之介

室町時代の公的儀礼の一つに御成がある。御成では、将軍が臣下の邸宅を訪れ、臣下が饗宴を催した。諸先学では、儀礼研究の分野において御成の式次第が明らかにされ、建築史学では御成の会場となった邸宅の殿舎構成について検討が進められてきた。一方、故実書や御成記をみると、御成では建物内だけでなく庭において能が行われており、庭が儀礼空間として重要な役割を果たしていたことが伺える。しかし、御成における庭の利用実態については十分に検討されていない。

そこで本発表では、故実書や御成記の分析を通して、室町後期の御成における庭儀、とりわけ能舞台の周辺空間で行われた儀礼を明らかにする。その上で、御成が行われた邸宅に

おける庭の空間構成とその儀礼的機能について考察する。

二、安土城天主の五階に関する一試論

広島大学 中 村 泰 朗

本発表で検討を加える安土城天主は天正七年（一五七九）に織田信長が築いた。尊経閣文庫蔵「安土日記」を見ると、同天主について、「二重目、八角、四間ほと」と記される。「二重目」は五階を指し、ここが「八角、四間ほと」の平面であったという。内藤昌氏をはじめとした多くの先学は、上記の説明を基に、同天主の五階が八角円堂に準じた八角形平面であったとした。

ただし諸先学の研究では、五階を八角円堂に準じた階とした理由がほとんど検討されていない。また同天主は史上初めての本格的な五重天主であり、様々な点で後世の天主の規範になったことが知られる。しかし後世の天主において、上層部に多角形平面の階を設けた事例は管見の限り存在しない。

そこで本発表では、「八角、四間ほと」という説明から、五階の具体的な復元平面案を提示する。さらに各重の屋根形式を踏まえたうえで、五階全体が八角形平面であったのか検討を加える。

三、福山市今津町所在の蓮華寺本堂と持仏堂について

比治山大学 山口 佳巳

福山市今津町の蓮華寺は、延暦二十三年（八〇四）に弘法大師空海によって開基されたと伝わる真言宗の古刹であり、尾道の西國寺の末寺にあたる。かつては劍明神の別当寺であった。山門を入った正面に間口七間の持仏堂、その西隣に方三間の本堂が並び建つ。本堂には熊野本宮の本地仏である阿弥陀如来を本尊として祀る。江戸時代には山陽道の宿駅、今津宿の脇本陣を勤め、持仏堂には上段の間が現存している。

本発表では、二〇二六年に実施した本堂および持仏堂の実地調査の成果を報告することを主たる目的とし、その建築年代および建築的特色を示す。風食及び部材の仕上げや細部意匠により、本堂および持仏堂の上段の間は十八世紀に建築されたものと推定される。特に持仏堂の上段の間は数少ない脇本陣の遺構として重要である。上段の間の座敷飾において、違い棚に兎の彫刻を施した羽目板を配していることは注目される。

四、福井県越前市武生地区北部の町家の正面構成

福井大学 蘭 芮

福井県越前市武生地区は、かつては越前国府が置かれ、また、越前府中城の城下町であり、古くから政治・経済の拠点

であった。町家が建て込む市街地の中央には南北に旧北国街道が通り抜ける。地区の北部では大正期に火災があったことが確認されている。今回、悉皆的に武生地区北部の町家を調査し、町家形態を残す一二五棟を対象に正面構成の実地調査及び年代判定を行った。その結果を従前行われた北部の北国街道沿い二五棟の調査結果を加えて報告する。

武生地区北部の町家は、大正期と昭和戦前期のものが多くが明治期のものも確認できた。地区の西側では一階が銅板葺の間口の広い町家、東側では長屋が相当数確認できた。屋根形式は切妻造平入が多数を占めた。軒裏構造は、一階では腕木が多く、二階では登り梁に加え、竿縁天井が少なくないことが判明した。

竿縁天井を軒裏に形成する町家は珍しく、地域的な特徴といえ、日本建築史上、重要な町家群であることを指摘する。

五、石川県小松市安宅町の町家の正面構成

福井大学 山田 岳晴

石川県小松市安宅町は、安宅の関で有名な梯川の河口の集落で、北前船の寄港地であった。今回、悉皆的に町家を調査し、町家形態を残す三五棟を対象に正面構成の実地調査及び年代判定を行った。その調査結果を報告する。

安宅町の町家は、昭和戦前期のものが最も多いが、大正期以前が半数を超えることが確認できた。二階建てが多いが平

屋も少なくなく、切妻造平入が多いものの切妻造妻入で正面に下屋を付ける町家も相当数確認できた。間口は広いものも多く、二階の建ちは低めで、下屋の出なしが多くを占めた。そのほか、二階の軒裏構造は垂木のみが半数を超え、次いで腕木、せがいで、登り梁は一棟のみであること、二階両側に袖壁を有する町家が少ないことなどが判明した。

正面下屋付きの切妻造妻入は加賀Ⅰ型農家と共通性があり、平屋や垂木のみの特徴などから、小規模船主や非専業の船員の町家も想定でき、日本建築史上、個性を有した町家群であることを指摘する。

六、広島市佐伯区五日市町河内神社の「改築之碑」

広島市立大学 山口 えり

福井大学 山田 岳晴

広島市佐伯区五日市町河内地区に鎮座する河内神社には、昭和十年に建立された「改築之碑」が一基ある。この石碑は、『河内村誌』にその存在は記録されても、石碑そのものの細部にわたる調査、立碑の経緯などについては調査が行われていなかった。本石碑は、この地区における明治四十年（一九〇七）の神社合祀の経緯を記す。神社合祀とは、明治政府が全国の小規模な神社を強制的に合併・整理した政策である。神社を「国家の宗祀」と位置づけ、明治の新しい行政区画に氏子区域を再編し、人々の地域への帰属意識を国に向けさせるために

行われた。広島県では、全国的に見ると神社合祀は比較的緩やかだったとされている。

本報告では、そのような中、この地域では再編がなされた経緯について、石碑の規模と撰文を中心に検討を加え、本石碑の地域の歴史を語る資料としての文化財的価値について考察を行う。